

## 熊本地震の課題や他県の先進事例を踏まえた防災センターの整備について

### (1) 現在の防災センターの課題及び対応方針

課 題	対応方針
防災センターは、高層階配置と大きな揺れのため、次のような障害等が発生したほか、災害対応要員の活動を支える機能が不足するなど、災害対応に支障を来した。 ①防災センターの映像、通信設備の一部に障害が一時発生。 ②エレベーターが停止し、災害対応要員の参集と連携に苦慮。 ③政府現地対策本部、自衛隊等の応援機関の活動場所が不足。 ④24時間体制での災害対応に必要な水・食料、仮眠設備等が不足。	①建築基準法の耐震基準の1.5倍の耐震性能の確保。 ②どのような状況下でも円滑に参集できる低層階への移転。 ③応援機関の受入れが可能となる災害対策本部室の拡充や活動調整室の確保。 ④ライフライン寸断時でも、24時間体制の災害対応を可能とするための備蓄倉庫等の確保。



福島県危機管理センター  
 災害対策本部会議室(224㎡)

### (2) 大規模災害対応に必要な面積規模(今後設計を実施していく中で精査)

大規模災害対応に必要な機能	熊本地震時に使用した面積(※)(㎡)	大規模災害対応に必要な面積(試算)(㎡)	うち県央広域本部庁舎を活用(㎡)	拡充等を行う主な室名
①災害対策本部機能	1,050	1,830	730	災害対策本部室、情報連絡室、記者室
②受援機能	1,000	1,070	1,070	政府現地対策本部、緊急消防援助隊、警察、自衛隊、都道府県LO、DMAT、ライフライン事業者、公共交通機関、ボランティア団体等の活動調整室
③業務継続のための後方支援機能	400	1,350	850	備蓄倉庫、災害対応要員の仮眠室、非常用電源室等
④研修機能	-	650	-	熊本地震の教訓を伝えるための自主防災組織等の研修室
⑤その他	850	1,700	950	廊下、階段、エレベーター等の共有スペース(①~④合計面積の約35%)
合 計	3,300	6,600	3,600	

※ 熊本地震の際、行政棟本館及び新館に分散して確保したほか、一部は庁舎外に確保。

### (3) 整備方針

- ①既存庁舎への移設では、(2)の面積や建築基準法の1.5倍の耐震性能の確保が困難なことから、県庁敷地内に別棟を整備して必要な防災センター機能を確保することとする。
- ②整備に当たっては、県央広域本部庁舎との合築により施設を有効活用し、面積及び事業費の縮減を図るとともに、交付税措置の高い起債を最大限活用することで県負担の最小化を図る。



埼玉県危機管理センター  
 オペレーションルーム(504㎡)



滋賀県危機管理センター  
 備蓄倉庫(278㎡)